

令和2年5月7日

社会福祉法人青鳥会

福祉サービスご利用者

並びにご家族 の皆様

社会福祉法人青鳥会

理事長 牧 美輝

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言延長を受けて(お知らせ)

立夏の候、皆様におかれましてはご清祥のことと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症について政府から5月31日をめどとする緊急事態宣言の延長が決定されました。

それに伴い、鹿児島県知事は5月11日からの学校再開(市教委は5月7日から再開)と98業種に出されていた休業要請を4業種に絞って対応することを発表しました。

以上のことから、当法人ではゴールデンウィーク明けの対応について、下記のとおり実施いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

ゴールデンウィーク期間(～5月6日)の全国、鹿児島県の対策の結果は、

これまでの経緯からみて 14 日程のちに反映されていることから、5 月 20 日(水)の全国、鹿児島県の新型コロナウイルス感染状況が判断の指針になる
と考えられます。

そのことから、入所事業ご利用の方についての外泊、面会について並びに通所事業ご利用の方の対応について等、**現在お知らせしている対応を 5 月 20 日まで継続**することと致します。

なお、ご不明な点につきましては、**ご利用の各事業所へ**お問い合わせください。